

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 令和元年度決算における北九州市健全化判断比率等の公表【財政局財務部財政課】 2
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 4

◇ 公 告

- 道路の指定（2件）【建築都市局指導部建築審査課】 5

◇ 公営競技局

- 北九州市自転車競走実施条例施行規程の一部を改正する規程【公営競技局競輪事業課】 7

北九州市告示第355号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算における北九州市の健全化判断比率及び資金不足比率について公表する。

令和2年9月3日

北九州市長 北橋健治

1 健全化判断比率（令和元年度決算）

（単位：％）

| 区分 | 健全化判断比率 | 早期健全化基準 |
|----------|---------|---------|
| 実質赤字比率 | — | 11.25 |
| 連結実質赤字比率 | — | 16.25 |
| 実質公債費比率 | 9.9 | 25.0 |
| 将来負担比率 | 170.8 | 400.0 |

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載した。
- (2) この表において「早期健全化基準」とは、法第2条第5号に規定する早期健全化基準をいう。

2 資金不足比率（令和元年度決算）

（単位：％）

| 会計の名称 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|------------------|--------|---------|
| 食肉センター特別会計 | — | 20.0 |
| 卸売市場特別会計 | — | |
| 渡船特別会計 | — | |
| 港湾整備特別会計 | — | |
| 産業用地整備特別会計 | — | |
| 漁業集落排水特別会計 | — | |
| 空港関連用地整備特別会計 | — | |
| 学術研究都市土地区画整理特別会計 | — | |
| 市民太陽光発電所特別会計 | — | |
| 上水道事業会計 | — | |
| 工業用水道事業会計 | — | |
| 交通事業会計 | — | |
| 病院事業会計 | — | |
| 下水道事業会計 | — | |
| 公営競技事業会計 | — | |

備考

- (1) 資金不足額がない場合は、「—」を記載した。

(2) この表において「経営健全化基準」とは、法第23条第1項に規定する経営健全化基準をいう。

北九州市告示第 356 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 変更前後の別 | 区域変更の区間 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|------|--------------|--------|--|-----------------|--------|
| 1035 | 青山 1 8 号線 | 前 | 北九州市八幡西区青山三丁目 1 番地先から 北九州市八幡西区青山三丁目 1 番地先まで | 3.7 ～ 6.0 | 54.0 |
| | | 後 | 北九州市八幡西区青山三丁目 1 番から 北九州市八幡西区青山三丁目 1 番地先まで | 6.0 ～ 7.0 | 54.0 |

北九州市公告第 6 1 8 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 9 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 2 年 9 月 3 日 第 1 4 5 0 0 3 号

3 道路の位置、延長及び幅員

| 位置 | | 延長 (m) | 幅員 (m) |
|------------------------------|---------------------------------|-------------|-----------------|
| 起点 | 終点 | | |
| 北九州市門司区 新門司三丁目 1 1 番地先 | 北九州市小倉南 区大字吉田 2 3 3 5 番 7 | 2, 7 1 7. 4 | 2 5. 4 ~ 7 6. 6 |

北九州市公告第 6 1 9 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 9 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 2 年 9 月 3 日 第 9 4 5 0 0 4 号

3 道路の位置、延長及び幅員

| 位置 | | 延長 (m) | 幅員 (m) |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------|-------------------|
| 起点 | 終点 | | |
| 北九州市八幡西 区折尾四丁目 1 3 7 8 番 4 地先 | 北九州市八幡西 区折尾四丁目 1 3 2 3 番 1 地先 | 1 8 0 . 0 | 2 0 . 4 ~ 2 1 . 7 |

北九州市公営競技局管理規程第6号

北九州市自転車競走実施条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年9月3日

北九州市公営競技局長 上野孝司

北九州市自転車競走実施条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市自転車競走実施条例施行規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第53条中「特別入場料」を「管理者が定める特別入場料の額」に、「区分」を「特別席の区分」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者は、適当と認めるときは、前2項に規定する特別入場料の額を減額することができる。

第57条第1項各号列記以外の部分中「に規定する管理者」を「の管理者」に改め、「第10号」の次に「又は第11号」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同項第11号に掲げる者で、管理者が不要と認めるものについては、この限りでない。

第58条第1項中「入場券を」を「第54条第1項本文の規定により入場券を」に、「前条第2項」を「前条第2項本文」に、「次条」を「次条第1項」に改め、同条第2項中「交付されていない者」の次に「及び前条第2項ただし書の規定により無料入場券を交付されていない者」を加える。

付 則

この規程は、令和2年9月3日から施行する。